

## 重層的支援体制整備事業の概要について

### 1 背景

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、区市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立しました。

区市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

#### 地域共生社会とは

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

#### 重層的支援体制整備事業とは

地域共生社会の実現に向けて、区市町村が取り組む事業（社会福祉法第106条の4）具体的には次の3つを一体的に行う

- I 相談支援（まずは相談を断らない）
- II 参加支援（社会とのつながりを段階的に回復する支援）
- III 地域づくり（地域での交流の場などの整備に関する後方支援）

### 2 中央区保健医療福祉計画2020の推進と重層的支援体制整備事業

#### ※中央区保健医療福祉計画2020概要版参照

令和2年3月に作成した「中央区保健医療福祉計画2020」は、改正社会福祉法の趣旨も踏まえ、中央区における「地域共生社会」の実現を目指し、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、総合的かつ包括的に推進していく計画となっています。

「みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区」を基本理念とし、3つの基本施策、「地域包括ケアの仕組みづくり」、「気づきあい支えあいつながる地域づくり」、「地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり」のもと、15の施策の方向性、72の主な取組を定め、施策を展開することで、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築のための取組を推進していくこととしています。

重層的支援体制整備事業は、この地域共生社会の実現に向けた取組をより一層促進するための具体的な手法となっています。包括的な支援体制のイメージ図で示すように、住民に身近なところで、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した問題については多機関の連携により対応し、支援が届いていない方に対しては、アウトリーチ等により継続的に関わり続ける伴走型支援を行うといった包括的な支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指すものです。中央区保健医療福祉計画2020で掲げている様々な取組は、重層的支援体制整備事業の目指す姿と重なるものであることから、計画を推進していく中で、この事業の実施について検討していきます。

### 3 重層的支援体制整備事業の概要

事業名		事業内容
I 相 談 支 援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・支援機関のネットワークで対応</li> <li>・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ</li> </ul>
	<b>新</b> 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>
	<b>新</b> アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>・各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
II 参加支援	<b>新</b> 参加支援事業  <b>支援対象者</b> 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない狭間の個別ニーズを有している人など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>・利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニュー作成</li> </ul>
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保</li> <li>・個別の活動や人のコーディネート</li> <li>・地域活動の活性化</li> </ul>

### 4 重層的支援体制整備事業の実施に向けて

重層的支援体制整備事業は、実施を希望する区市町村の手上げに基づく任意事業ですが、事業実施の際には、社会福祉法第106条の4第2項の1号から6号までの次に示すすべての事業を実施することが必須条件となっており、本区では、令和6年度の実施に向け、実施方法の検討を行っていきます。

第106条の4第2項の各号		既存制度の対象事業等	現状と課題
I 相 談 支 援	包括的相談支援事業	【介護】 地域包括支援センターの運営	既存事業で実施済みであるが、制度の狭間の方が相談できる窓口がなく、相談の受け止めが円滑にいかなくなったり、支援につながっていないケースがある。
		【障害】 障害者相談支援事業	
		【子ども】 利用者支援事業	
		【困窮】 自立相談支援事業	
	新多機関協働事業	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ※支援プランの作成についてもあわせて実施	令和2年度より実施している「多機関協働による包括的相談支援事業」を「多機関協働事業」として引き続き実施。
	新アウトリーチ等を通じた継続的支援	訪問等により継続的につながり続ける機能	制度の狭間の方に対し、アウトリーチを主とした継続的支援が行えていない。
II 参加支援	新参加支援事業	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	制度の狭間の方が社会とのつながりを回復するための支援や、支援のための地域資源の把握が十分に行えていない。
III 地域づくりに向けた支援		【困窮】 生活困窮者等の共助の基盤づくり事業	既存事業で実施済みであるが、世代や属性にとられない、地域における交流や多様な活躍の場の確保を進める必要がある。
		【介護】 一般介護予防事業のうち、厚生労働大臣が定める事業（通いの場等）	
		【介護】 生活支援体制整備事業	
		【障害】 地域活動支援センター事業	
		【子ども】 地域子育て支援拠点事業	

本区では、令和2年度に地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（厚生労働省モデル事業）として実施した「多機関協働による包括的支援体制構築事業」を引き続き実施しており、子ども・障害・生活困窮・高齢・保健の各分野の所管課に配置した相談支援包括化推進員による相談支援包括化推進連絡会議を開催し、各相談支援機関の連携強化を図っています。会議ではネットワークの構築のほか、複合的な課題を抱える困難ケース等の調整を行うこととしており、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業として今後も実施していきます。

これまで、ケース会議等の開催により関係機関が連携して相談支援を行っていること、中央区社会福祉協議会が配置している地域福祉コーディネーターが、制度の狭間にある方や世帯への支援を行っていることなどから、既存事業で概ね包括的な支援を行うことができていると考えますが、上記のような課題も残っています。区の既存事業や社会福祉協議会の事業等の充実を図り、重層的支援体制整備事業の実施時にはこの課題を解消できるよう実施体制を検討します。

## 5 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

重層的支援体制整備事業の令和6年度の本格実施に向け、令和3～5年度は移行準備事業を実施していきます。

### 【移行準備事業内容】

区市町村において、改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な取組を行う。具体的には、これまでのモデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）の取組内容を基本としつつ、下記の事業を実施する。

- ア 庁内連携体制の構築等の取組
- イ 多機関協働の取組
- ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- エ 参加支援の取組
- オ その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

### 令和3年度

令和2年度に実施した多機関協働による包括的支援体制構築事業をもとに、上記アの庁内連携体制の構築等の取組、イの多機関協働の取組を実施

## ○多機関協働による包括的支援体制構築事業

### (1)実施体制

相談支援包括化のための多機関連携推進に向け、相談支援包括化推進員を配置し、相談支援包括化推進連絡会議を設置する。

### (2)相談支援包括化推進員の配置人数

13人

### (3)相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関

福祉保健分野を中心とする区の関係部署に配置  
配置内訳（各課1名、生活支援課は2名）

- (1) 子育て支援課
- (2) 生活支援課
- (3) 障害者福祉課
- (4) 保険年金課
- (5) 子ども家庭支援センター
- (6) 福祉センター
- (7) 子ども発達支援センター
- (8) 高齢者福祉課
- (9) 介護保険課
- (10) 健康推進課
- (11) 日本橋保健センター
- (12) 月島保健センター

#### (4)相談支援包括化推進員の役割

- ・課題が複雑化、複合化した困難ケースの支援方針及び支援機関の調整
- ・相談支援包括化に向けた連携方法の協議、重層的支援体制整備に対する理解促進、地域課題の検討
- ・各課内での包括的に相談を受け止める体制づくりの推進

#### (5)相談支援包括化推進員連絡会議

- ア 相談支援包括化推進連絡会議（定例会）※年4回程度開催予定
  - ・ネットワークの構築
  - ・包括的な支援体制の構築に向けた検討
- イ 相談支援包括化推進連絡会議（ケース会議）※随時開催
  - ・個別事例の検討

#### (6)その他の庁内連携等の取組

- ・区職員、相談支援機関職員等のソーシャルワーク機能の向上を目的とした研修の実施

### ○地域づくり事業

- ・地域の支援者や関係団体同士の情報共有および顔の見える関係づくり、地域資源の把握、新たな資源の創出を目的とした地域福祉懇談会の実施
- ・地域カルテの更新

#### 令和4～5年度

令和3年度の取組に加え、移行準備事業ウのアウトリーチ等を通じた継続的支援の取組を実施

重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施主体は「市区町村（民間団体への委託可）」とされているため、区で実施する必要があります。「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組」については、社会福祉協議会が実施している地域福祉コーディネーター事業をベースとして実施できることから、当事業を区の委託事業とし体制の充実を図り、区と社会福祉協議会が一体となって包括的支援体制の整備に取り組んでいきます。

なお、地域福祉コーディネーター事業では、重層的支援体制整備事業における「地域づくりに向けた支援」に含まれる居場所づくりについても既に取り組んでいます。

#### 令和6年度

重層的支援体制整備事業実施 ⇒属性によらない福祉の相談窓口を設置  
参加支援事業の実施

### 6. 「第2期中央区地域福祉活動計画」の策定について（中央区社会福祉協議会 岸委員より）